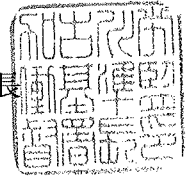




加古川基署発 0818 第 1 号  
令和 2 年 8 月 18 日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



### 秋の交通労働災害防止運動の実施について

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫県における令和元年の労働災害による死亡者数は 31 人と前年の 36 人に比べて 5 人の減少となり、そのうち交通労働災害による死亡者数についても 8 人と前年の 11 人より 3 人減少しました。

また、兵庫県における令和元年の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は 4,926 人であり、そのうち交通労働災害によるものは 332 人で、前年の 410 人に比べ 78 人減少しました。しかしながら、交通労働災害の発生件数については減少したものの依然として幅広い業種で発生している状況に照らすと、引き続き同災害の防止対策活動を推進し、さらに同災害の発生を減少させることが重要な課題となっています。

このため、兵庫労働局及び県下各労働基準監督署では別添のとおり「令和 2 年度 秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定するとともに秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を「秋の交通労働災害防止運動」月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、交通労働災害の防止を図るため、会員事業場に対して同要綱に基づいた積極的な活動の展開について周知方よろしくお願い申し上げます。